

## 【裾野市浄化槽設置整備事業補助金】補助金交付までの流れ

### 1. 申請前の確認

補助対象区域かどうかを裾野市生活環境課に確認してください。適切に判断するため、電話での対応は行っていません。位置と住所の確認できるものなどをファクスで送信するか、窓口でご確認ください。

### 2. 交付申請

裾野市生活環境課に以下の書類を提出します。審査期間があるため、工事着工予定日のおおむね10日から2週間前までには提出してください

- ・ 浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ・ 設置場所の案内図
- ・ 建築物の平面図（併用住宅は居住部分面積とその他面積が確認できるもの）及び浄化槽配置配管図（計画図面）
- ・ 全国浄化槽推進市町村協議会が交付する浄化槽登録証の写し
- ・ 登録浄化槽管理票(C票)
- ・ 浄化槽の仕様書
- ・ 浄化槽設置工事費見積書の写し
- ・ 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- ・ 浄化槽の工事監督を実施する者の浄化槽設備士免状の写し（浄化槽法附則第7条の規定に該当する者で浄化槽設備士免状の交付を受けていない者にあつては、同条に規定する講習会の課程を修了した旨を示す書面の写し）
- ・ 浄化槽施工業者の契約不適合責任に関する覚書の写し
- ・ 既設のみなし浄化槽又は既設のくみ取り便槽を使用していることが確認できる書類(転換の場合に限る。)
- ・ 市税の滞納がないことの証明書(申請日前2箇月以内に発行されたもの。)
- ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### 3. 交付決定

内容を審査し、交付決定通知を送付します。交付決定通知を受領後、工事に着工してください。

### 4. 設置工事

浄化槽の設置前、設置中、設置後の写真が必要です。撮影時、状況が記載された黒板を含めてください。

※申請内容が変更となる場合は、浄化槽設置整備事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を提出してください。

## 5. 実績報告

完成後1ヶ月以内または3月25日のいずれか早い日までに以下の書類を提出します。

- ・浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第6号）
- ・浄化槽保守点検事業者との業務委託契約書の写し
- ・浄化槽清掃事業者との業務委託契約書の写し
- ・浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質に関する検査の依頼書の写し
- ・浄化槽の設置前、施工中及び設置後の写真
- ・浄化槽設備士が記載した設置工事の確認検査表
- ・浄化槽廃止届出書の写し
- ・浄化槽配置配管図(申請時から変更がある場合に限る。)
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## 6. 完了検査

市職員が現地を訪問し、申請者と施工業者の立ち会いのもと施工状況確認を行います。

## 7. 交付確定

完了検査合格後、市から申請者に補助金確定通知を送付します。

## 8. 補助金交付

補助金交付請求書（様式第6号）に記載された口座に補助金を振り込みます。振り込みには、おおむね2週間から1ヶ月程度を要します。